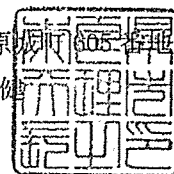


天計第 330 号
平成 29 年 3 月 3 日

奈良県知事 荒井 正吾 様

住所 奈良県天理市川原
氏名 天理市長 並河 健



新ごみ処理施設建設に係る計画段階環境配慮書
についての意見の概要の送付について

標記の件について、奈良県環境影響評価条例第四条の七の規定により下記のとおり送付
します。

記

1. 公告日 : 平成 28 年 12 月 16 日
2. 縦覧期間 : 平成 28 年 12 月 16 日 ~ 平成 29 年 1 月 16 日
3. 意見書の提出期間 : 平成 28 年 12 月 16 日 ~ 平成 29 年 1 月 31 日
4. 意見書数 : 14 件
5. 意見の概要 : 別紙のとおり



山辺・県北西部広域環境衛生組合
新ごみ処理施設建設に係る計画段階環境配慮書
についての意見の概要

平成 29 年 3 月

天 理 市

はじめに

「山辺・県北西部広域環境衛生組合新ごみ処理施設建設に係る計画段階環境配慮書」（以下「配慮書」という。）については、奈良県環境影響評価条例（以下「条例」という。）第四条の五に基づき配慮書を作成した旨を公告し、関係地域において平成28年12月16日から平成29年1月16日まで縦覧に供するとともに、天理市ホームページにおいて電子縦覧を実施した。あわせて、条例第四条の六に基づき、公告の日から平成29年1月31日までの間に、配慮書についての意見を求めた。

この結果、意見書数は14、意見数は52であった。

今般、これらの意見を整理し、条例第四条の七に基づき、以下のとおり意見の概要をとりまとめた。

表 分類ごとの意見数

分類	意見数
環境の保全の見地からの意見	
1. 事業計画	4
2. 大気質	14
3. 水質	2
4. 動物、植物、生態系	1
5. 景観、文化遺産	10
6. 計画段階配慮事項の選定	1
[参考] 環境の保全の見地以外からの意見	
(1) 建設候補地の選定に関する意見	17
(2) その他	3
合計	52

目次

環境の保全の見地からの意見.....	1
1. 事業計画	1
2. 大気質.....	2
3. 水質	3
4. 動物、植物、生態系.....	4
5. 景観、文化遺産.....	5
6. 計画段階配慮事項の選定.....	6
[参考] 環境の保全の見地以外からの意見.....	7
(1) 建設候補地の選定に関する意見.....	7
(2) その他.....	7

意見の概要

環境の保全の見地からの意見

1. 事業計画

No.	内容
1	工場棟の計量棟と市道 611 号豊田櫟本線との間の距離が約 60m あるが、搬入車両が多くなった場合、市道 611 号に搬入車両が停車する可能性について検討してほしい。進入路は少なくとも進入 2 車線、退出 1 車線とする必要がある。市道 611 号は曲線を描いており対策が必要である。
2	新ゴミ処理施設及びリサイクルセンターの建屋及び敷地の雨水の放流場所が提示されていないが、高瀬川・名阪国道北側側道の用水路・櫛川へ放流するのか回答してほしい。
3	設備のプラント系用水及び生活用水には、上水を利用、また、施設からのプラント系排水及び生活排水は、公共下水道に放水することは当然のことである。しかしながら要約書の中には屋根や敷地内に堆積する有害物質が、雨水として高瀬川や櫛川に流出と思われる。この対応策が記載されていない。高瀬川及び櫛川に一滴も流さない流路と管理を提示いただきたい。
4	収集運搬計画について計画車両数が現時点の数量と思われるが、クリーンセンターが 10 年後の稼働時点では、この運搬車両台数以上になると思われ、又一般の個人や法人の直接持込み車両も追加されると思われる。その為、道路のアクセスや整備が必要であると思われる。

意見の概要

2. 大気質

No.	内容
5	現在でも名阪国道の車両による排気ガス等が風向きにより二階の窓から入って来る。それに加え 11 市町村からのごみ収集車の排ガスが加わり、櫛本地区の空気はさらに汚染される。
6	現在の測定場所での測定状況について述べられているが、大気的光化学オキシダント、大気微小粒子状物質、騒音・振動の苦情、悪臭の苦情、河川の水素イオン濃度、地下水の硝酸性・亜硝酸性窒素の未達成が報告されている。単に法律違反をしていると述べているだけで、解決状況について何も示されていない。
7	大気質(排ガス)・ダイオキシン類の濃度について、煙突から均等に拡散・降下した場合は健康が維持される濃度だとされるが、風向きや、谷筋による気流によって、排出されたダイオキシンは偏在し濃度の高くなる場所が出てくる可能性があるため、これらを風洞実験等で検討・明示すべきである。
8	大気汚染物質濃度は、季節、天候、風速などにより異なり、大気汚染物質は 3 次元で広がっており、着地点の調査はできるだけ調査地点を増やす必要がある。
9	焼却施設及び粗大リサイクル施設付近を通る登坂の名阪国道や隣接するシャープ工場付近での大気汚染の実態を早急に調査し、公表すべきである。
10	建設候補地付近の現在の大気汚染状況が把握されておらず、櫛本地区における状況をまず調査、公表することが重要であり、他の地域と比較して住民の健康被害とならない担保が必要と考える。 現在の測定局は山辺小学校であり、櫛本小学校、添上高校等、櫛本地区での測定値がない状況で大気汚染状況を判断すべきではない。この調査は最優先事項とされたい。
11	大気汚染調査・水質汚染調査・土壌汚染調査の調査地点が提示されていない。調査は櫛本町を中心に、櫛本公民館や櫛本小学校・添上高校や櫛本幼稚園など子供や櫛本住民が集まる場所で実施し、透明性をもって公表していただきたい。
12	大気汚染調査・水質汚染調査・土壌汚染調査の場所が提示されていないので、新ゴミ焼却施設・リサイクルセンター候補地、白川グランド、新櫛本公民館、櫛本小学校、北中学校、県立添上高校、山辺小学校での大気汚染・土壌汚染調査を要望する。 また、農業用水の水質確保と農産物の安心・安全確保および風評被害の防止のため、白川溜池、上池、三ツ池・大池・新池等のため池や高瀬川・櫛川の水質調査を要望する。 なお、稼働後の大気汚染調査・水質汚染調査・土壌汚染調査も要望する。
13	大気、水質(川・地下水)、景観等の予測・評価の測定は櫛本校区域に複数地点を設け現況を把握し、校区住民に詳細に説明し、その理解を得るように努めるべきである。
14	現在の測定場所での測定状況について述べられているが、今回の新ごみ処理施設建設候補地の岩屋・櫛本町の測定値が無い。早急に、各候補地の健康環境の比較を行い、今回の候補地選定の妥当性を証明すべきである。
15	今事業についての説明会は 1 回櫛本小学校の体育館で概略説明会があったきりで大気汚染については何もされていない。環境影響評価を実施されているが、その結果を検討して市民に説明し場所を設定すべきではないか。対象事業実施区域の中に最も近い櫛本小学校、櫛本公民館、櫛本幼稚園、添上高校の測定データがないのは対象外なのか。測定の目的と場所を決めるべきである。
16	大気汚染、水質汚染、土壌汚染調査の場所になぜ岩屋・櫛本地区の現況データが無いのか。
17	新種毒性化学物質が発生することを予測し、事例を調査することで、健康被害の兆候が現れたとき、瞬時に対応できる体制の構築が必要である。 リサイクルセンターにおいても具体的取り組みが示されていないが、杉並病・寝屋川病をクリアできる吸着フィルターや排水処理について具体的な説明をすること。 また不燃ごみの圧縮工程から発生が危惧される化学物質を測定・公表(風洞実験の実施)し、杉並病で問題となっている物質の分析が必要である。
18	粗大・リサイクル施設内の廃プラスチック類の圧縮施設からの起こりうる「杉並病」の可能性について厳格な評価を行うべきである。

意見の概要

3. 水質

No.	内容
19	農業用水として利用されている高瀬川、檜川の現時点での水質調査を実施し、そのレベルがどの程度であるかを早急に公表すべきである。
20	新ごみ処理施設建設により、農産物の競争力強化の障害になることをおそれる。今以上に、水・土壌・大気環境破壊物質を増加させてはならず、「ごみ処理施設があるから、岩屋・櫛本町の農産物は汚染されている」という、風評被害をうけてはならない。

意見の概要

4. 動物、植物、生態系

No.	内容
21	動植物の生態調査は、専門家と住民に聞き取り調査などを充分に行い、現状把握と影響調査を行う必要がある。また、ダイオキシン類の動植物への蓄積調査も必要である。

意見の概要

5. 景観、文化遺産

No.	内容
22	<p>新ゴミ処理施設の周辺には、万葉の森、東大寺山古墳群、赤土山古墳、石上大塚古墳及びウラナリ塚古墳があり、周辺は歴史的景観を堪能するハイキングコースおよび奈良県主催の奈良マラソンのコースにもなっており、歴史的景観およびマラソンランナーの健康を守る必要があるため、白川大橋から北側の眺望および白川溜池西側の万葉の森西端から南西側の眺望を提示すべきである。</p>
23	<p>新ゴミ処理施設の周辺には東大寺山古墳群、赤土山古墳があり、新ゴミ処理施設にも埋蔵文化財が眠っており、周辺は歴史的景観を堪能するハイキング、コースおよび奈良マラソンのコースになっており、ふだん観光客・ジョギングするランナーでにぎわっている。</p> <p>また、将来も観光客・ジョギングするランナーを多数誘致する場所であり、大和青垣国定公園にも隣接している。将来、山辺の道を日本最古の道として、日本文化遺産さらに世界文化遺産に登録すべきであり、歴史的景観を守る必要がある。</p>
24	<p>山の辺の道北ルート、東海自然道近辺でも有り又近隣には高塚、赤土山、東大寺山古墳等が存在する場所にごみ処理施設を建設することは奈良県の自然遺産・文化遺産を損なうものである。</p>
25	<p>現在の候補地は周りの古墳群、岩屋大塚、ハミ塚、赤土山、和爾下神社、東大寺山等々、遺跡の中に計画している。</p> <p>また、建設候補地は「第一種居住地域」である。</p>
26	<p>事業予定地は日本古代史においては重要な地域であり、物理的景観・眺望という一片では事は済まされない。心情的あるいは歴史的ロマンを想起する資産（資源）を棄損、破壊する行政行為をとおすのか。</p>
27	<p>建設予定地では古代の史跡調査が行われていないが、付近からの出土品を見ると、歴史的価値ある埋蔵文化財が埋もれていると予想される。そのため、発掘調査するまでは資源の壊れる工事はすべきでない。</p>
28	<p>新ごみ焼却施設の耐震性を確保するために、多数の耐震用の杭を打つことになれば、古墳の盛り土や石室が粉々に破壊されるおそれがある。</p>
29	<p>新ごみ処理施設設置予定地周辺は埋蔵文化財（古墳）の宝庫であるが、それらを消し去ろうとしているのか。</p>
30	<p>景観並びに人と自然との触れ合いの活動の状況及び人と文化遺産との触れ合いの状況に関し、『今建設候補地区域及びその周辺には、「文化財保護法」に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地が分布している』と記述しているだけで、配慮をしている様子が無い。建設事業によって、建設候補地及びアクセス道路の基礎工事によって埋蔵遺跡が破壊されることにより、文化遺産の著しい損壊が生じてしまう。飛鳥・奈良・平安時代の櫨本にしかない唯一無二の歴史遺跡の保護を求める。</p>
31	<p>新ごみ処理施設建設候補地区域は、櫨本の歴史的根幹の地である東大寺山遺跡地帯にあり、弥生時代から古墳時代への移行を知る重要な場所である。あわせて、当時の政治・経済、そして多くの古墳を残した人々の生活はどういうものだったのかを知ることができる。そのような、歴史の転換期の貴重な遺跡を破壊することは許されない。</p>

意見の概要

6. 計画段階配慮事項の選定

No.	内容
32	計画段階配慮事項が大気質と景観の2項目のみ選定となっているが、不十分である。

意見の概要

[参考] 環境の保全の見地以外からの意見

(1) 建設候補地の選定に関する意見

No.	内容
33	<p>建設候補地の選定にあたっては、地形、土地利用、土地規制、防災等々の側面から検討した結果、現候補地が最良で唯一の候補地とされているが、この地域は奈良盆地東縁断層帯が近くにあるなど、大地震のリスクが大きい。施設が被害を受けた場合は、ごみ処理は大混乱をきたし、また、大地震による白川ダムが決壊も心配される。</p> <p>何故、大規模地震の発生確率が高い場所に建設するのか、理由を説明すべきである。</p> <p style="text-align: right;">(同種意見 計 13 件)</p>
34	<p>配慮書の「3.1.4 地形及び地質の状況」には表層地質図を示し、また、保護上重要な地形は存在しないと記載しているが、表面に現れた地形・地質の保護とともに、活断層帯の中に施設を建設することの影響評価を行うべきである。建設候補地の立地状況をしっかり調査し、危険な場所は避け、一方では地震等災害を予防する条例の制定やハザードマップの周知徹底などを実施し、想定外の事態を防がなければならない。</p>
35	<p>建設候補地の選定にあたり考慮した条件をみると、交通の便が良い、平坦な広い空地があったのでここに決めたと読み取れる内容で、市民の安全・安心を第一に考えるという姿勢がみられない。</p> <p>また、土砂災害や洪水災害の危険性が他の地域に比べて低く、今後大規模な地震の揺れに見舞われる可能性が低い土地であることと書かれているが、どの地域と比較したのか。</p>
36	<p>地形、土地規制、防災などの自然的・社会的条件を基に現候補地が最良で唯一の候補地と判断されているが、土地規制では現在の場所は第1種住宅専用地域となっており、山の辺の道北ルート近辺でもある場所にこのような施設を建設することは奈良県の自然遺産・文化遺産を損なうものである。また、この地域は市民の避難所になりえるのか。</p>
37	<p>地形・土地規制・社会的条件・経済性・事業スケジュール維持といった事業計画の観点など多様な側面から検討した結果、岩屋・樫本町が最良で唯一の候補地と判断したと述べられているが、これらの要件を調査した資料・説明などがないままに進められているのではないのか。</p>

(2) その他

No.	内容
38	<p>住民への説明会が1回しかなく、説明が不十分である。</p> <p style="text-align: right;">(同種意見 計 2 件)</p>
39	<p>天理市環境基本計画（平成 26 年 4 月）によれば、ごみの排出量は減少傾向にあるにも関わらず、今回の計画はこれに逆行するものである。</p>